

議員協議会

令和5年1月10日
委員会室

- 1 開 会

- 2 理事者報告
学校学習環境規模適正化推進計画の進捗状況等について

- 3 議会運営委員長の報告

- 4 各委員会からの報告
 - (1) 総務産業常任委員会
 - (2) 広報広聴特別委員会

- 5 広報広聴特別委員会行政視察報告

- 6 各組合議会等からの報告
 - (1) 北はりま消防組合議会
 - (2) 氷上多可衛生事務組合議会

- 7 その他

令和5年1月10日

議員各位

議会運営委員長

令和4年12月22日議会運営委員会の概要について（報告）

去る12月22日に開催しました議会運営委員会の内容につきまして、下記のとおり概要をまとめましたので、御確認くださいようお願い申し上げます。

記

1 協議事項

(1) 副議長の会派代表者への就任について

12月21日 会派結成及び会派変更届出

⇒ 「にしわき新風会」から、村岡栄紀副議長、高瀬洋議員、岸本年裕議員が離脱

↓

「にしわき青嵐会」を結成

会員…村岡栄紀副議長（代表者）、高瀬洋議員、岸本年裕議員、藤原秀樹議員

⇒ 正副議長は中立公正に議会を司るものであり、副議長が会派に所属したとしても代表者を務めるべきはないとの意見が多数〔議会運営委員会の決定事項ではない〕

➡ 会派再考の結果、代表者は高瀬洋議員に変更

(2) 第93回3月定例会の日程等について

ア 日程

2月17日（金）午前9時30分～ 議会運営委員会

21日（火）午前9時30分～ 議案説明会

24日（金）午前9時30分～ 議員協議会

午前10時00分～ 本会議（第1日）

《本会議終了後、資料請求等調整会》

27日（月）正午 施政方針・議案質疑通告締切

3月3日（金）午前10時00分～ 本会議（第2日）

6日（月）午前10時00分～ 本会議（第3日）

《本会議終了後、予算常任委員会質疑事項打合せ。》

第3日を使用しない場合は、午前9時30分から》

7日（火）午前9時30分～ 文教民生常任委員会

8日（水）午前9時30分～ 総務産業常任委員会

9日（木）午前9時30分～ 予算常任委員会

10日（金）午前9時30分～ 予算常任委員会

13日（月）午前9時30分～ 予算常任委員会

14日（火） 委員会予備日

15日（水）正午 一般質問通告締切

16日（木）正午 討論通告締切

（一般質問の通告数等により、午後1時30分から議会運営委員会を開催）

- 22日（水）午前9時30分～ 議員協議会
午前10時00分～ 本会議（第4日）
- 24日（金）午前10時00分～ 本会議（第5日）
- 27日（月） 予備日
- 28日（火）午前9時30分～ 議会運営委員会

イ 会 期

2月24日（金）から3月27日（月）までの32日間

ウ オンライン予算広聴会

- 2月21日（火） 意見を聴こうとする案件の選定
- 24日（金） HPに事業説明シート掲載・参加者募集
- 3月1日（水） 参加申込締切り（午後3時）
- 2日（木） 各常任委員会正副委員長調整会（午前9時30分から）
- 3日（金） 広聴会開催（午後7時から8時30分まで）

○参加者…本市住民、顔出し・実名での参加、本市職員の参加も可

○出席者…各常任委員会正副委員長

※ 今後の研究課題（議長提案）

- ・ 予算常任委員会及び決算特別委員会への分科会方式の導入について
- ・ 3月末の税制改正に伴う専決処分の在り方について

(3) 第92回12月定例会の反省等について

ア 「一般質問の在り方について」

- 質問者の意向と異なる答弁者の取扱い

⇒ 議会運営委員会決定事項

「答弁者の決定は、原則として理事者の裁量となるため、聞き取りの段階で、強く質問者の意向を伝えておくこと。また、議長の裁量により答弁者を指名する場合もあり得る。」（再確認）

- 数字確認のみの質問について

⇒ 一般質問は、市長と政策論議を交わす場であり、数字確認で終わるのではなく、これを踏まえて議論を深めること。

イ 「専決処分の在り方について」

- 西脇工業学校の全国高校駅伝競走大会出場に伴う消耗品費（卓上のぼり作製経費等）は、12月定例会第1日に補正予算を即決しても準備が間に合わないのではないか。
⇒ 予算に激励金や補助金などが含まれることから、その影響などを踏まえ、予算の編成方法や議決のタイミング等を研究していく。

(4) 学校学習環境規模適正化に係る計画の取扱いについて

- 議決事件としての対象適否について

・ 地域に大きな影響を及ぼす問題であり、将来に禍根を残さないためにも議会として責任を負うべきであり対象とするべき。

・ 幾度となく開催された検討会議を経て出された答申に基づき計画書が提出されることから、その意見を尊重するべきであり対象とはしない。

❖ 議長を除く全議員が参加する特別委員会を設置し、協議する場を設けてはどうかという提案あり（高瀬洋副委員長及び浅田議員）

⇒ 1月10日に理事者からの進捗報告を受け、1月19日の議会運営委員会で最終結論を出す予定

- (5) 西脇市議会の個人情報の保護に関する条例について
条例案と条例の概要に対する質問

⇒ 質問…12日・木曜日までに事務局あてに提出
回答…19日・木曜日の議会運営委員会で回答

- (6) その他「各常任委員会の所管事務調査の検討について」

⇒ 調査事項、目的、方法、期間等の報告及びP P D C Aサイクルシートの提出

行政視察報告書

令和5年1月10日

西脇市議会
広報広聴特別委員会

1 視察実施日

令和4年11月10日（木）

2 視察先

多可町議会

3 視察事項

高校生議会について

- (1) 高校生議会を実施するにあたって、普段授業等で忙しい学校側の理解や協力をどのようにして得られたか。
- (2) 高校生議会に登壇する生徒をどのように選抜しているのか。
- (3) 高校生議会開催における準備段階でのポイントは。
- (4) 行政ではなく議会が主体となっていく高校生議会のメリット・デメリットは。
- (5) 高校生議会からの提案で、実際に政策に反映できた事例は。

4 参加者

広報広聴特別委員会

委員長	村岡 栄紀	副委員長	高瀬 洋
委員	藤原 秀樹		藤原 哲也
	森脇 久夫		藤原 桂造
	坂部 武美		(寺北 建樹 欠席)
事務局	金子健太郎		

所 感

村岡 栄紀

多可町「高校生議会」の視察を通じて感じたのは、まずは普段忙しい高校生をはじめとする学校関係者の協力を得ることが大きなキーワードであり、多可町議会さんは多可高校の生徒会の皆さんにターゲットを絞り、高校生の視点でまちを活性化することを考えたり、議場にて自分の考えや意見をしっかりと発表する体験などを通じて、社会貢献や人間的成長に繋がるという「高校生議会」の意義を、学校関係者と生徒さんにしっかりと理解していただき、議会に依頼されたから仕方なくではなく、積極的な参加をいただいているという点が非常に大きいと感じました。

「高校生議会」の内容に関してですが、スタートした当初は町長や理事者も質問に対して答弁を行うケースがあったようですが、主催者はあくまでも議会であるという前提で、今では高校生の一般質問に対しては議会が答弁を行い、「これはいい質問だ」と議会が判断した項目に関しては、議会から理事者に政策提言という形で申入れを行うといったフローになっており、市民の声をしっかりと反映するという議会の責務も考えた方式になっているのが素晴らしい。やはり理事者主催よりも議会主催の方が開催する意義があると感じました。

多可町議会さんが「高校生議会」の取組を始められた理由として、選挙権年齢の引下げを契機として、主権者教育の向上や政治への参加意識の高揚を図り、実際に選挙に行ってもらおうという事を目的とされているところは、西脇市議会も同様に目指すところではありますが、選挙に行ってもらおうことが最終の目的ではないと私は考えます。

高校では、探究型の授業が重視されつつあり、本市の西脇高校でもSDGsなどをテーマとした探求型の授業を展開されていると聞きます。一方、県立高校教育改革では、今後探求型授業をより進めたSTEAM学科等の新設が検討されています。STEAMとは、Science（科学）、Technology（技術）、Engineering（工学・ものづくり）、Art（芸術・リベラルアーツ）、Mathematics（数学）の5つの単語の頭文字を組み合わせた教育概念であり、技術革新が進み人工知能の影響で世の中が大きく変化する中で生まれました。

そして、今まさにSTEAM教育が必要と言われているのは、そればかり、社会変化にあります。ロボット化が進んでいく中でロボットに使われるのではなく、「新たな変化を生み出せる能力を持つ人材」が必要とされているからです。これからの社会においては、文理融合で実践的な課題解決に向けた教育が重要になってきます。そしてそれら

の教育を受けた生徒さんが地域の課題を考え、解決する。そのためにシンクタンクになるべきなのが、まさに「学校」であり、その発表及び実践・実現の場としての一環を担うのが「高校生議会」ではないのかと私は考えます。

最後に、本市の将来の発展のため、高校と連携して、地域の地域課題を考え、解決するとともに、新規事業を多数生み出す土壌となるような仕組みの構築の中で、「高校生議会」の実現と成功を目指して頑張ってください。

高瀬 洋

西脇市のお隣の多可町は、高校生議会を7年も続けて行っているということで、高校生議会の進め方や長年続いている秘けつ等を調査するため、視察を行った。

多可町には高校は県立多可高校1つしかなく、その規模も1学年2組というこぢんまりした高校である（西脇市には、県立の西脇高校・西脇工業高校・西脇北高校の3校がある）。毎年7月に生徒会の役員選挙があり、高校生議会は多可高校の生徒会を対象に新生徒会結成後の最初のイベントとして開催しているとのことである。生徒会活動の一環であるので、事前の説明会やワークショップ等は放課後の時間を割いて本番までに数回行われる。

長年続いているので、例年の行事として学校側にも認知されている。生徒会にとってもこれから始まる生徒会活動と議会活動とをダブらせて、生徒会の意義や役割を生徒が認識できる良い機会になっているのではないかと想像する。

一方、西脇市議会の議会報告会は、授業のコマを使わせてもらい、学校の授業の一環として開催させてもらっている。あくまで、学校相手であるのでハードルも高くなるように思う。また、3高校あるので各校のバランス等にも配慮しなければいけない。今の高校生を対象とした議会報告会を高校生議会にレベルアップという考え方ではなくて、多可町のように生徒会を対象とした高校生議会として計画するのが良いのではないかと考えさせられる視察であった。大いに参考にできる収穫があったと考えている。

藤原 秀樹

今回、多可町議会さんに行き、高校生議会の取組について学びました。

高校生に議会を体験してもらい、政治に関心を持ち、選挙に行ってもらったり、将来、議員に立候補していただくということで、この取組が始まったと学びました。

兵庫県立多可高等学校の生徒会から数名の生徒さんと生徒会活動の一環で行うと聞き、なるほど生徒会なら選挙もしているし議事も行っているので入りやすいと思いました。

数回の打合せをワークショップとして数回放課後に行い、通告書を作成したり、リハーサル・本番を夏休みに行うのは、学校の授業に影響しないので学校としても協力いただきやすいと思いました。

高校生議会では生徒が議員となって質問し、町議会議員が答弁する形式となっており、この形が良いのかは検討の余地があると思いました。

多可町議会さんも今後の課題で、同じ学校で同じ方法でおこなっているのですが、質問が偏ってしまい、テーマの質問が少なく、議員が答弁するのではっきりした事が言えないことが多い事や今年で7回行っているでマンネリ化してきていると学びました。この課題を西脇市議会ではどうやっていくかよく考えなければならぬと思いました。

高校生が考えた質問などをどう政策に反映していくかも重要であると思います。

多可町は、高校が一枚なので比較的行きやすく、西脇市は三校あるのでどうやって行っていくかをしっかり検討していかなければいけないと思いました。

西脇市議会版高校生議会を行うために、今回の行政視察で学んだことを生かしていきます。

藤原 哲也

今回は、高校生議会の開催が定着化された、多可町議会議会運営委員会の取組を学びに視察訪問させていただきました。

- ① 高校生議会の取組を始めた理由
- ② 高校生議会の開催への流れ
- ③ 高校生議会の開催の定着状況

最初に議会運営委員長より、高校生議会を始められた理由が、公職選挙法の改正により成人年齢が18歳以上に引き下げられたことを受け、高校生を対象に主権者教育の向上、高校生である自分達の声がどのように届けられるのか仕組みを経験してもらうことで、政治に関心をもってもらいたいとの思いで始められたとあり、高校生議会を開催することは意義があると感じました。多可町での高校生議会は、県立多可高校のみ開催されているとの説明でした。

第1回目の高校生議会開催に向けては手探りで進められ、苦労もあったようです。最初は生徒達がテーマに困らないようあらかじめ、議会からテーマを伝え高校生の意見を優先しながら、第一回ワークショップに望まれたようです。今回、高校生議会を進めるにあたり参考

になるお話を聴くことが出来ました。

多可町の高校生議会は今年で7回目の開催をされたとお聴きし、多可高生との高校生議会が定着され成功していると感じました。学校が議会にオファーされるぐらいまでに、また、議会も更なる飛躍が出来るような試みでもあるようです。ここまでの道のりは簡単ではなかったようですが、今では高校生議会の提案で、実現された政策があるとお聴きしました。例えば、バスの時刻表の改正やバス停の屋根の設置等が政策に結びついていると伺いました。高校生は無限の可能性を秘めています。今回学んだことを西脇市の高校生議会に生かせるよう頑張ってお参ります。

森脇 久夫

多可町議会の「高校生議会」の取組は7回も実施されてきたことから、説明を受ける中でその取組が「ルーチン化できている」ところまで出来上がっていると感じました。

多可町では対象が多可高校1校であることにより、立ち上げ当初の打合せから現在の開催についてもスムーズにできている要因と思われるのですが、もう一点、「高校生議会」を学習カリキュラムとせず、「生徒会活動の一環」の位置付けにしたことが、授業としての求められる要素を外して行えることになって、やりやすい要因になっていると感じました。そして、高校生議会の開催時期を夏休み期間中としたことで活動時間が作りやすく、継続してできる仕組みにつながっていると思いました。それは、高校側との打合せは5月ごろから始まるものの、実際の活動は一学期期末試験後の午前授業のみとなった時期から夏休み中の期間となっていて、高校の授業や行事、高校生の時間的負荷への影響を最小限とし、準備に集中しやすくなってくると思われるからです。

一方議員側は、高校生から課題と思われる事項を引き出し、それを質問に仕上げるサポートを丁寧にするすることで、参加する高校生の不安を払しょくし、達成感をもたらすことに寄与しているだろうと思います。そのことは高校の先生方にも安心感を与え、継続した取組につながる要因になっているのではないかと感じました。

西脇市で同じような取組を実施しようとする場合は、高校が3校あるためそれぞれの高校の特性に配慮しながら対応することが求められますが、継続した高校生議会を目指すのであれば、西脇市議会と西脇高校、西脇北高校、西脇工業高校の4者が顔を合わせながら連携した取組とすることは必須と考えます。

いずれにしても、18歳から選挙権を持つ選挙制度となったものの、若者の投票率は低い傾向が続いている現状では、主権者教育は重要な

課題と考えられるので、西脇市高校生議会開催に向けて議会として積極的に取り組んでいくことが求められる事項と考えます。

藤原 桂造

多可高校の半数以上が西脇の学生。卒業してからも多可に興味を持ってもらい、西脇在住の学生としても、また高校生活を過ごしたふるさととして、東京大阪方面に進学した学生も将来住んでみよう、あるいは、何か関わってみようと感じてほしい。就職しても西脇多可に帰りたい、そんな思いを持ってほしい。高校時代の故郷として、あの時、多可の議員さんからこんな助言をもらった、あんな答弁をもらったなど、思い起こしていただきたいと思います。

多可町の高校生議会は、体験ではなく実際思っている意見を述べることができるという点で、単なるワークショップ（講習会）ではないと、痛感いたしました。

坂部 武美

多可町議会主催の高校生議会は、多可高校の協力のもと、主に生徒会役員が質問者となり、答弁は議員が行っている。

なぜ、理事者側が答弁せずに議員が答えることとしたのかと聞いたところ、議会が主催の高校生議会であるためとのこと。

高校生が質問したい内容をワークショップ等で事前に調整し、アドバイスをしながら本番に臨んでいる。

質問内容に対して、予算を持たない議会であるため、一議員の判断で明確な答弁を出しにくい場合が多いことは理解できるが、質問した高校生にすれば、質問した内容の最終回答をどのように返してもらえるかが曖昧になる。

通常の議会では、理事者側が「検討する」と答弁した場合、その検討結果を再度質問することも可能だし、「検討する」の責任は結論が出るまで継続する。議員が答弁した場合、高校生に成り代わって「高校生からこういう意見がありました、理事者側はどう進めていくのか」という、ワンクッション置いた質問もできるが、議員が答える「検討する」は責任が持てない場合が多い。

理事者側も傍聴しているため、高校生の意見を反映したといえる「路線バスの運行時刻の見直し」や「西脇市から通学する生徒の通学補助」などもあるが、高校生が議場で議員として質問するという主権者教育を経験してもらうことが主な目的になっていると言える。

では、西脇市議会が高校生議会を実施する場合、答弁者は議員か理事者かのどちらにするかという点と、西脇市内の3高校の場合、生徒は市外が多いため、西脇市に対しての質問となれば、質問者の選出を

市内在住の高校生とするのか、市外の生徒でも西脇市に対しての質問を受け入れるのかなどの検討が必要である。

私は、答弁者は理事者側、対象は、市内在住の私学や市外通学している高校生も対象としたい。募集は、議会だより等で公募。

第46回北はりま消防組合臨時議会の報告

令和5年1月10日 東野 敏弘

1. 開催日時 令和4年11月28日（月）
2. 出席者 浅田康子議員、東野敏弘議員
3. 議案
副議長の選挙 指名推選により加東市議会議員小松志津雄氏が選任される

第11号議案

北はりま消防組合職員の給与に関する条例及び北はりま消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件

改正理由—令和4年8月の人事院勧告を受け、一般職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、これに準じて所要の改正を行うもの

*全員一致で可決

4. その他
 - ①小型動力ポンプ付き水槽車購入の件
11月17日に入札(4社応札)を行うも、不調に終わる。
購入予定価格が約2割上昇している。
 - ②1月11日に視察研修を行う。

第 237回 氷上多可衛生事務組合議会臨時会の報告

令和 5 年 1 月 10 日 東野 敏弘

1. 開催日時 令和 4 年 12 月 28 日 (水)

2. 議案

選挙第 1 号 議長の選挙
太田一誠丹波市議が、議長に指名推選される。

同意第 1 号 監査委員の選任について
(組合議員のうちから選任する監査委員)
足立嘉正丹波市議が推選され、選任される。

* 山名隆衛丹波市議が、運営委員会委員長に就任
太田一誠丹波市議、小橋昭彦丹波市議が運営委員に就任

議案第 3 号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
* 西脇市議会 12 月定例会において提出された定年延長に係る条例改正と同様である。

議案第 4 号 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
* 丹波市職員の高齢者部分休業に関する条例の規定を準用する。
* 条例の概要
①職員が 60 歳に達した日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日以後の日から当該職員に係る高齢者部分休業を承認することができる。
②高齢者部分休業の承認は、1 週間を通じて当該職員の勤務時間の 2 分の 1 を超えない範囲内で、30 分を単位として行う。
③高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合は、勤務しない 1 時間当たりの給与額を減額する。
④既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合は、公務に支障がないときに限り承認することができる。

3. 今後の予定

第 238 回定例会—令和 5 年 2 月 22 日
令和 5 年度予算等の議案審議